

令和2年度第1回山形県公文書等管理委員会 議事概要

・日 時／令和3年3月3日（水） 午後1時30分～午後3時30分

・場 所／山形県庁10階 1001会議室

・出席者／委 員 伊藤委員長、和泉田委員、佐藤委員
事務局 総務部次長、学事文書課文書法制主幹 ほか

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協 議

(1) 文書管理規程の改正に係る包括承認について（諮問）

○ 前回（昨年3月開催の令和元年度第3回）委員会において協議し同意を頂いている文書管理規程の改正に係る包括承認について事務局が説明した。（資料1、資料2）

○ 委員から御質問があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

（佐藤委員）

これらの規程というのは、公表されているものか。

（事務局）

そのとおり。

（佐藤委員）

改正されてもそれは明らかになるということか。

（事務局）

改正後のものが公表されるため、外部の方にも改正されたことはわかる。

（伊藤委員長）

規程の改正は公開され明らかになるということで、他に質問が無ければ、原案のとおり了承することとしていかがか。

（他委員）

<了承>

(2) 保存期間を1年未満と設定した公文書の廃棄について（意見聴取）

○ 前回委員会で事前に協議いただいている保存期間を1年未満と設定した公文書の廃棄について、事務局が説明した。（資料3、資料4）

○ 各委員から御質問等があり、事務局が回答した。

<質疑応答>

(和泉田委員)

1年未満に保存期間を設定したものについては、各実施機関の規程の別表を見ても記述されていないが、どうしてか。

(事務局)

1年未満については別表ではなく、条文の中で規定している。条文の中で、厳格に、1年未満となるものについて限定列挙を行っている。

(和泉田委員)

条文で記述するにしても、抽象的な書き方になっている。別表であれば具体的であり、限定列挙であると言えると思う。条文中の抽象的な列挙で、どうやって限定するのか。

(事務局)

資料3で、実施機関それぞれの規程を提示しており、下線を引いてある部分で、1年未満と設定できるものを列挙し、限定している。当時の議論では、この形で収まったと考えている。

(和泉田委員)

了解した。

(佐藤委員)

1年未満の文書の廃棄は実際にはどのように進むか、一般論でいいので教えて欲しい。

(事務局)

具体例でいうと、公文書の正本は綴りを起こし、その他に自分の手持ち資料として正本の写しを別途持つこととした場合に、その写しの公文書に関する事案が終了したなど、公文書としての役目を終了した際には、シュレッダーにかけて細断するなどして廃棄することが多くなると思う。他には、いくつかの写しの公文書をまとめて溶解処理により廃棄するという方法が、実際には多いと言える。

(佐藤委員)

いわゆる組織的に用いるものとしての公文書で、1年未満で廃棄される場合のタイミングはいつになるのか。

(事務局)

タイミングはいろいろある。3か月や6か月などそれぞれの事案により随時廃棄される。年度末にまとめて溶解処理をすることもありうる。

(佐藤委員)

了解した。

(和泉田委員)

録画データのような逐次上書きされるようなデータも、おそらくこの1年未満廃棄の公文書となるかと思われるが、このようなファイルについて、情報公開の請求があったときにそれが廃棄されないように保存しておくような手はずがあるかどうか、何か方針があれば聞きたい。

(事務局)

電子データの場合、データを印字した紙媒体を原本として保管することとしている。そのデータについて情報公開請求があった場合、それを紙で情報公開するか、データで情報公開するかは申請によるものである。情報公開請求があった場合には、基本的には、その情報公開請求があった時点でそのデータが残っていれば、請求後にそのデータを廃棄するなどはない。情報公開があった後に、あえて、保存期間が1年未満だからという理由でそのデータを廃棄するようなことはない。あくまで情報公開制度の運用の中できちんとした対応を取っている。

(和泉田委員)

国では、開示請求した段階で廃棄できなくなるという法令の規定があるらしいが、何か知っていれば教えて欲しい。また、県の条例や規程でそのようなものはあるか教えて欲しい。

(事務局)

法令については手持ち資料がないのでお答えできない。条例等で明確に定めているかはすぐには思い浮かばないが、先ほど申し上げたとおり、情報公開請求後に請求されたデータを廃棄するような制度運用はしていない。

(和泉田委員)

1年未満の文書の廃棄について、開示請求されているのにデータの上書きされていく、というようなことが心配だった。できれば制度上、開示請求後にデータが廃棄されないことが確保される仕組みがあると良いと思う。

(事務局)

公文書の管理とは別の範疇で、情報公開請求という分野ではそのようなことも課題と思われるので、御意見として承る。

(伊藤委員長)

では、その点は情報公開の部署で確認いただくこととし、後ほど情報提供していただくか。公文書等管理委員会からの意見を伝えていただき、なおかつ現状どうかということを確認していただくということによろしいか。

(和泉田委員)

公文書管理の問題なのか情報開示の問題なのかはつきりわからず、伝えていただくだけで良いのかわからない。この問題については、県として責任を持った対応を部局としてお願いしたい。

(事務局)

公文書管理の制度所管課と、情報公開の制度所管課は同一であり私共の方で両方所管しているので、この件については承る。

(佐藤委員)

廃棄に関する規定のため、情報公開に関する業務ということだけではなく、やはり公文書等管理委員会の業務にも含まれると思う。そのため、この委員会ですっきりと議論して、1年未満の公文書が開示請求された際には、開示請求後に廃棄されないよう、担保し得る規定の整備が必要なのではないか。このこ

とを、課題としてみんなで共有し、この場で考えていかなければいけないと思う。

(事務局)

情報公開と文書管理は制度所管が同一課だが、それぞれをそれぞれの立場で行わなければならないことから、先ほどのように発言した。決して連携を取らないとか、完全に分離した立場で行うつもりではないことを申し添える。

(伊藤委員長)

委員会としては、1年未満の公文書の開示請求があった場合に、廃棄されないことが担保された方が良いのではないかと考えている。このことについては、事務局には今後検討していただき、後ほど、報告して欲しい。

(事務局)

承知した。

(伊藤委員長)

では、資料4の答申案については、原案ままとして良いか。

(他委員)

<了承>

(3) 令和2年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について（意見聴取）

- 廃棄予定公文書ファイル等には、個人情報や法人情報が含まれるため、公文書等管理委員会運営要領第2条の規定により、以降の協議を非公開とすることを決議した。
- 令和2年度末に保存期間が満了する廃棄予定公文書ファイル等について事務局が説明し、協議対象公文書ファイルの現物確認（9冊）を委員が行った。
- 各委員から御質問等があり、事務局が回答した。

<質疑応答等>

(和泉田委員)

協議対象公文書ファイルの「庄内空港周辺地域農業振興調査事業」公文書ファイルの内容は、庄内空港周辺の農業振興計画に関する調査についてで、この調査は県土全般で行われているものではないようだが、これが重要なものとなるのはどういう理由からか。他の農業振興に関する調査はどのようになっているのか。廃棄か。

(事務局)

一般論だが、これは庄内空港の建設予定地周辺の農業振興計画に関する調査で、庄内空港のという部分が特徴的な公文書ファイルとなっている。通常事業の中のものについてはそれほど歴史公文書として残っていく可能性は低いと考えられるが、これは他のものとは違うという特徴から、重要なものとして選定が可能と考えている。

(和泉田委員)

空輸送を含むという点が重要だということか。了解した。

(佐藤委員)

協議対象公文書ファイルの「環境大気常時監視結果」に関して、事務局説明のとおり元のデータがシステムの方で全て残っているということであれば歴史公文書に該当しないということの良いと思う。

「化学物質環境汚染実態調査結果報告書」に関して、今の環境庁に残っているものや、実際に刊行された報告書とどこまで違うのか、また、県独自の情報として残すべき価値があると考えているのかお聞きしたい。ただ、国の方でも、刊行された報告書を歴史公文書として残すこともあるとのことで、その場合に県としてどう考えるかも合わせて考えを聞きたい。ただし、国で歴史公文書として残すかどうかは担保されていないので、県独自の情報として県が歴史公文書として残すか、国からの委託事業であったため、国で残すかの判断を委ねることにするか、悩むところと思う。

(事務局)

国の方で保管しているから県では不要だという簡単な整理ができるとは思っていない。あくまで、県の資料として、歴史公文書としての価値があるのかを判断すべきと考えている。その判断の要素として、国の方でも資料として残るということであれば、県として残すべき歴史公文書だとしても、はたして最終的に残してよいのかという議論になると思う。国の方で残っていくということであれば、それもまた重い事実でもあるため、委員会の御意見もいただきたい。この公文書ファイルの大半は国へ報告している内容であるため、同一性があると言っても過言ではない。その上で、国は国で、県は県で残っていても良いかどうか、県としても悩んでいるところである。

(伊藤委員長)

国で残ることが確実なのか。

(事務局)

残るとも残らないとも言えない不安定な状態。事務局としては、国の委託に基づき実施している報告であり、国が残す場合には重複した情報となるため、廃棄としてよいと考えている。

(佐藤委員)

かなり検討しないといけないものの一つだと思う。これがもし継続的に行っている調査だとすれば、ここでこの公文書ファイルを歴史公文書として残した場合には、次も残すという継続性を担保しなければいけない。環境関係の選別は難しいと思う。環境関係については、保存期間が10年となっても、30年、50年の中で影響が出得るものであり、それ相応の長さで文書を残していかなければならないため、より慎重に判断しなければならない。他県の例を見ると、測った数値にたどり着くまでの方法等について記載があれば、歴史公文書として残すようだ。この公文書ファイルには、そのような部分はほぼ無く、測った数値のみのように見受けられた。歴史公文書を数多く確保していくべきだというのが基本的な私の立場だが、これは絶対残すべきだとも言い切れない。この公文書ファイルの中身は全て国に提出されているのか。

(事務局)

全て提出している。紙で報告書を出している部分と、数値等はデータで提出している。

(伊藤委員長)

担当課の意見は。

(事務局)

担当課は廃棄で良いと考えている。

(伊藤委員長)

委員からの意見にもあったように、化学物質で何十年後に影響が出るかわからず、過去をたどる重要な資料となる可能性がなくもないということが気になる。

(佐藤委員)

データを国などに提出したときに、県にある元データの取扱いをどうするかの問題もあるが、改めて現物を確認し、公文書ファイルに関する説明を聞いて、廃棄としても問題はないと考えた。ただ、システム内にデータが保存されており、紙の公文書が廃棄されるという場合には、データが原本性や一次資料性を帯びることとなり重要なものとなる。それが廃棄されないということをいかに担保していくかが課題。県が県として保有している公的な電子データを、公文書管理上、または広く行政資料として位置付けてもいいが、廃棄又は改変されないものとしてどのように保存・活用していくかなど、電子データの長期保存について今後この場でしっかり議論していくべきと考える。現時点でどのように考えているのか、県としての指針のようなものがあるか教えていただきたい。

(事務局)

条例上の規定から、電子公文書であっても紙媒体と同じとしている。また、電子データは紙媒体に出力し、出力した紙媒体を原本としているので、電子データが原本性を帯びることは無いと言える。ただし、ものによっては電子データが原本の場合があり、それは紙媒体と同じ取扱い、つまり 30 年なら 30 年保存、10 年なら 10 年保存するとしている。今後、時代の変化により、様々な形の電子データについて課題が出てくることは予想され、それは対応していかなければならない部分はあると考えている。

(佐藤委員)

電子データと紙が全く同じ取扱いということであれば、廃棄の際には公文書委員会にかかるということか。データが数値だけという場合は。

(事務局)

電子公文書が原本ということであればそうなる。数値だけでも同様。

(佐藤委員)

そうであれば、この公文書ファイルは廃棄しても良いような気がしてくる。

(伊藤委員長)

その他、選定可としているものについて御意見はどうか。

(和泉田委員)

「野菜指定産地近代化計画（最上・おきたま）」と「野菜指定産地の指定について（山形・夏秋トマト）」は、どの部分が重要な施策、事業と整理しているのか。

（事務局）

「野菜指定産地近代化計画（最上・おきたま）」は、基準細目1（1）の説明にあるうち、その内容が法令若しくは条例に基づき作成したものと判断することができると考えている。「野菜指定産地の指定について（山形・夏秋トマト）」は、基準細目1（2）の説明にあるうち、その内容が先進性、話題性を総合的に勘案して判断することができると考えている。様々な農業の計画の中で、歴史公文書に選定する事業は何かということになってくるが、野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地の指定を受けた最上の夏秋きゅうりと、おきたまの夏秋トマト、山形市の夏秋トマトについてなど、特定性や話題性があるものであり、この事業に関する公文書が歴史公文書に選定できるのではないかと考えている。農業の計画では通常のものも多々あるが、今回は、申し上げた特定性や話題性の観点から、基準細目に適合する可能性があると考えている。

（和泉田委員）

少なくとも、指定を受けたものは主要とか重要ということで今後も歴史公文書となるのか。

（事務局）

その可能性は高いが、すべてかというところ非常に悩むところ。ある特定の事業を選ぶ場合には、歴史公文書への選定が非常に難しい。どこの部分を重視して判断するかが問題であり、何かに指定されたものは残る可能性は高いが、実際に公文書を見てみないとわからないのが現状。今回の2冊は現物を確認したところ、歴史公文書に選定することができると思われる。

（和泉田委員）

主要とか重要の基準があれば、あとは当てはめてしまえば今後の選定がスムーズにいくと思っていたが、そうではないことがわかった。

（佐藤委員）

いかに選定をスムーズにしていくかもある意味重要であり、そういう意味では、基準細目のうち、事業の計画の長さで判断するという部分が便利だと感じた。何かの事業計画に関する公文書があったら、それは何年計画なのかを確認し、機械的に判断するなど。

また、今回の評価選別作業にかかった期間と人員を教えてください。

（事務局）

明確に積算しているわけではないが、この資料を作るまでにどのくらい人的要員が必要だったかというところ、スタッフ4人が8月から12月まで作業している。ボリューム的には少なくなかったと言える。

（伊藤委員長）

それは初めての作業であり、慎重かつ詳細に対応いただいたからということであろう。感謝する。

(佐藤委員)

他県と比較するなどして、4人で8月から12月までという体制が適正なのかを判断する必要があると思う。かなり大変な作業だと思うが、期間と人的体制を充実させ、今後もより充実した選定作業にしていってほしいことを意見として申し上げる。

(事務局)

今後この作業を重ねると、ある程度平準化され、効率化を図ることができると思う。なにより、歴史公文書としてきちんと選定できるように業務を回していくことが重要だと思うので、御意見について承る。

(佐藤委員)

現物を確認していただいた200数十冊のうち、明らかに内容が充実しているものや、その反対のものもあったと思う。そのため、なるべく現物を積極的に確認したり、原課と対話をするのを、次年度以降も意識的に続けて欲しいと思う。一方で、いかに選定作業をスムーズにするかという問題もあるので、基準細目がキモになると思う。基準細目の改変も念頭に入れて使いやすくしていくことを考えていってほしい。

(事務局)

原課との対話はとても大事なものと考えている。原課は歴史公文書となる公文書を最初に見る課となる。そのため、原課に対して研修の場を設けたり、歴史公文書の基準を示してみたりすることで、積極的に話をした上で共通認識を持とうとしている。基準細目についても、今後積み重ねていく中で、明確化する必要がある部分が出てくる可能性もあるため、随時見直しをしながら、少しずつ効率的かつ的確に選別ができるように進めていきたいと考えている。

(伊藤委員長)

では、現物を確認した9冊の公文書ファイルについて、「化学物質環境汚染実態調査結果報告書」、「環境大気常時監視結果」以外は歴史公文書に選定可で了承するというところでよろしいか。

(他委員)

<了承>

(伊藤委員長)

次年度以降、この作業は毎年のもものとなると思う。できるだけ作業を簡略化しつつ基準は明確化していけるような、という異なる方法を両立していかなければいけないこととなるが、よろしく願いしたい。なお、今回の協議等の方法についてなど、意見等があれば直接事務局に連絡をしていただくようお願いしたい。

4 その他

- 事務局から、公文書管理に係る県の取組状況について報告を行った。

5 閉会